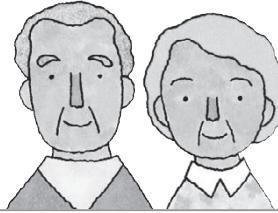


後期高齢者医療制度

平成28年度の保険料額が決定しました。7月中旬に被保険者（加入者）の皆さんへ後期高齢者医療保険料の決定通知書をお届けします。

●保険料の決まり方

医療費の総額



被保険者（加入者）の
皆さんのが負担する保険料

保険料の算定方法

$$\text{年間保険料} \quad (\text{最高限度額 } 57 \text{ 万円}) = \text{被保険者均等割額} \quad 56,085 \text{ 円} + \text{所得割額} \quad \left(\frac{\text{総所得}}{\text{金額等}} - 33 \text{ 万円} \right) \times \text{所得割率} \quad 11.17\%$$

保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

- ①保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- ②保険料は、被保険者（加入者）一人ひとりにかかります。保険料率（均等割額・所得割率）は2年ごとに見直されます。
- ③総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

●保険料の軽減等

■均等割額の軽減

世帯の所得に応じて均等割額（年額 56,085 円）が軽減されます。

【軽減になる人の基準】

同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額（年額）
33万円（基礎控除額）以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、ほかに所得がない人	9割	5,608円
33万円（基礎控除額）以下の人	8.5割	8,412円
33万円（基礎控除額）+26.5万円×被保険者数以下の人	5割	28,042円
33万円（基礎控除額）+48万円×被保険者数以下の人	2割	44,868円

■所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下）の人は5割軽減されます。

■保険料の減免制度

災害等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

※後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は均等割額は9割軽減され、所得割額はかかりません。

●8月から後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

現在の保険証(かき色)の有効期限は、平成28年7月31日までとなっています。8月から使用する新しい保険証(もも色)は、7月中旬より「簡易書留」で郵送します。簡易書留は郵便局の配達員が直接手渡しする方法で、受取りの際に受領印が必要となります。不在等が続き郵便局での保管期間が過ぎた場合は、保険証は鞍手町役場に返送されますので、本人確認ができるものを持参のうえ保険健康課窓口でお受け取りください。窓口でお受け取りの前に、保険健康課へ電話にて返送状況等をご確認ください。

■自己負担割合について

病院等を受診する時の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は保険証に記載しています。

自己負担割合	要件
1割	3割負担の要件に当てはまらない被保険者（下記以外の場合）
3割	同一世帯の被保険者のどなたかの住民税課税所得が145万円以上の人。ただし、次の①、②に該当する場合は、申請すれば1割になります。 ①同じ世帯の被保険者が2人以上の場合……被保険者全員の収入の合計額が520万円未満 ②同じ世帯の被保険者が本人のみの場合……本人の収入が383万円未満であるか、本人の収入が383万円以上で同じ世帯の70歳から74歳までの人との収入の合計額が520万円未満

※住民税課税所得が145万円以上でも、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と、同じ世帯の被保険者の「総所得金額等から33万円を差し引いた金額」の合計額が210万円以下の場合は自己負担割合が1割になります。

●限度額適用・標準負担額減額認定証は8月更新となります

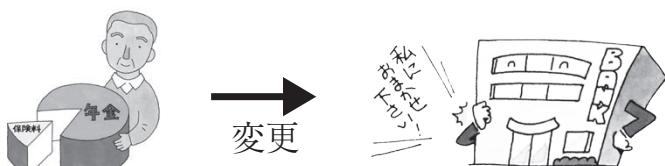
現在、使用している後期高齢者医療の減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。減額認定証をすでにもっている人で平成28年度の住民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月中旬よりお届けします。減額認定証を持っていない人で新たに交付を希望する場合は、窓口での申請手続き*が必要になります。

※交付申請に必要なもの…印かん、被保険者証、その他（非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。）

●保険料の支払いについて（年金天引き・口座振替）

保険料が年金から特別徴収（年金天引き*）されている人は、申請することで口座振替に変更することができます。変更を希望する人は、7月29日（金）までに窓口で納付方法の変更手続きを行うと、10月支給分の年金から天引きが中止され、口座振替による支払になります。

※年金天引きになる人…年金受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない人



※すでに手続がお済みの人は、改めて手続の必要はありません。

■社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収（年金天引き）から口座振替へ変更した場合、社会保険料控除は、口座振替で支払った人に適用されます。

■後期高齢者医療に関する問い合わせ 鞍手町役場保険健康課公費医療係

☎42-2111（内線205）まで

